

## 実践研究校の取組実績について

	長野市（裾花中）R3年度より	飯島町（飯島中）R3年度より	南佐久6地域（4中学）R4年度より	麻績村（筑北中）R4年度より
運営主体の形態・性質	地域住民との連携 （学校区単独型）	地域団体中心 （地域団体連携型）	複数の町村教育委員会で設立 （任意団体設立型）	教育委員会中心 （地域団体連携型）
活動状況				
活動の経過 （協議会開催～活動開始等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>クラブ設立準備会開催（R3.5月） 参加者：学校、地域住民代表、市教委</li> <li>保護者、部活指導者への説明</li> <li>活動開始（R3.10月～）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回検討会議開催（R3.4月） 参加者：教育長、町教委、学校</li> <li>社会体育関係団体との調整検討</li> <li>活動開始（R3.11月～）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回情報交換会開催（R4.5月） 参加者：6町村教育長、4中学校、6町村教委</li> <li>生徒アンケート調査と結果分析</li> <li>活動開始（試行）（R4.11月～）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>筑北村との合同協議会開催（R4.7月） 参加者：教育長、教育次長、教委担当者</li> <li>麻績村スポーツ・文化活動運営委員会（仮称）の設立（2月以降）</li> </ul>
活動場所	学校体育施設	学校及び町社会体育施設	3中学校体育施設	学校及び村社会体育施設
特徴・成果				
クラブ	既存の11運動部のうち、5運動部を移行 （男女バスケ・男バレー・サッカー・剣道）	既存の6運動部全てを移行 （男女バスケ・女バレー・サッカー・野球・ソフトテニス）	単独で活動困難な4運動部から試行 （卓球・バスケ・男バレー・サッカー）	既存の社会体育クラブをモデルケースとして活動する（男子バスケ）
指導者	指導者数15名 <ul style="list-style-type: none"> <li>地域指導者6名 （ボランティアの外部コーチからの任用）</li> <li>教員9名（兼職兼業）</li> </ul>	指導者数9名 <ul style="list-style-type: none"> <li>地域指導者5名 （ボランティアの外部コーチからの任用）</li> <li>教員4名（兼職兼業）</li> </ul>	指導者数8名 <ul style="list-style-type: none"> <li>地域指導者3名 （ボランティアの外部コーチからの任用）</li> <li>教員5名（兼職兼業）</li> </ul>	指導者数6名 <ul style="list-style-type: none"> <li>地域指導者2名</li> <li>部活動指導員2名</li> <li>村費教員2名</li> </ul>
生徒の移動手段	徒歩（学区内）	徒歩（学区内）	徒歩・鉄道・保護者送迎	徒歩・保護者送迎
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域と連携を図り地域指導者を確保できた部活動から順次移行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存組織（社会体育関係団体）を母体とした運営主体</li> <li>1町1校を活かした環境整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6町村広域による活動</li> <li>6町村からの負担金による運営予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動によって他の市町村と合同部活動を行っている</li> <li>剣道部と女子バレー部は休日はクラブ指導者が指導している</li> <li>7月に運営委員会設立を予定</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営主体の自走に向けた在り方の検討（総合型地域スポーツクラブに運営主体を移行予定）</li> <li>校内における他部活動の地域クラブ化</li> <li>保護者や地域の理解</li> <li>近隣小中学校との連携 ⇒多世代多種目による活動形態の在り方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織運営の安定化を図るための組織体制の見直し（役職、人材等）</li> <li>町内のみで指導者を確保することの困難さ ⇒近隣自治体との連携模索</li> <li>地域や保護者との情報共有（根強い既存の部活動に対する意識）</li> <li>組織を安定して持続するための財源や負担の在り方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多競技に対応する指導者の確保</li> <li>広域による参加者の移動負担</li> <li>組織を安定して持続するための財源や負担の在り方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定した指導者の確保</li> <li>保護者の費用負担の軽減</li> <li>事故等に耐える体制づくり</li> <li>多様なニーズへの対応</li> <li>財源の確保</li> </ul>

令和5年度 実証事業に取り組む市町村（地域）と実証内容について

資料2

市町村	実証内容	ア：関係者との 連絡調整・指導 助言等の体制や 運営団体・実施 主体の整備	イ：指導者の 質の保障・量 の確保	ウ：関係団 体・分野との 連携強化	エ：面的・ 広域的な取 組	オ：内容 の充実	カ：参加者 費用負担の 支援等	キ：学校 施設の活 用等	ク：ア～ キ以外	備考
1	長野市	○	○	○	○	○	○	○		総括コーディネーター配置 プロとの連携 マッチングアプリ活用
2	飯島町	○	○	○	○		○	○	○	単独からの広域連携
3	南佐久(佐久穂)	○	○	○	○	○	○			総括コーディネーター配置 送迎支援 6町村広域連携
4	麻績村	○	○	○	○	○	○	○	○	指導者確保
5	飯田市	○		○		○	○			全市型 指導者質の向上 総括コーディネーター配置
6	飯山市	○	○	○			○	○		スポーツ少年団との連携
7	塩尻市	○		○		○				総括コーディネーター配置 公共交通・スクールバス 複数競技体験会
8	須坂市	○								総括コーディネーター配置
9	千曲市・坂城町	○	○	○	○	○	○	○	○	総括コーディネーター配置 平日も含めた取組
10	松本市	○	○	○	○	○				総括コーディネーター配置 指導者資格取得補助

## [たたき台]地域クラブ活動の目指す姿と進め方について

スポーツ課・学びの改革支援課

## ○目指す姿

原則として・・・

『休日・平日ともに、全ての学校部活動(スポーツ・文化芸術活動)を、地域クラブ活動に移行する。』

&lt;移行を進めるための具体的な目標&gt;

①まずは、休日の学校部活動を令和8年度末を目途に地域クラブ活動に移行する。

②平日はできるところから移行する。これが難しい場合でも生徒の活動を保障しつつ、教員の勤務時間外の部活動指導を減らす工夫を検討・実施する。

ただし、平日のみ短時間で行っている活動については、学校の判断により勤務時間内に行うことが考えられる。

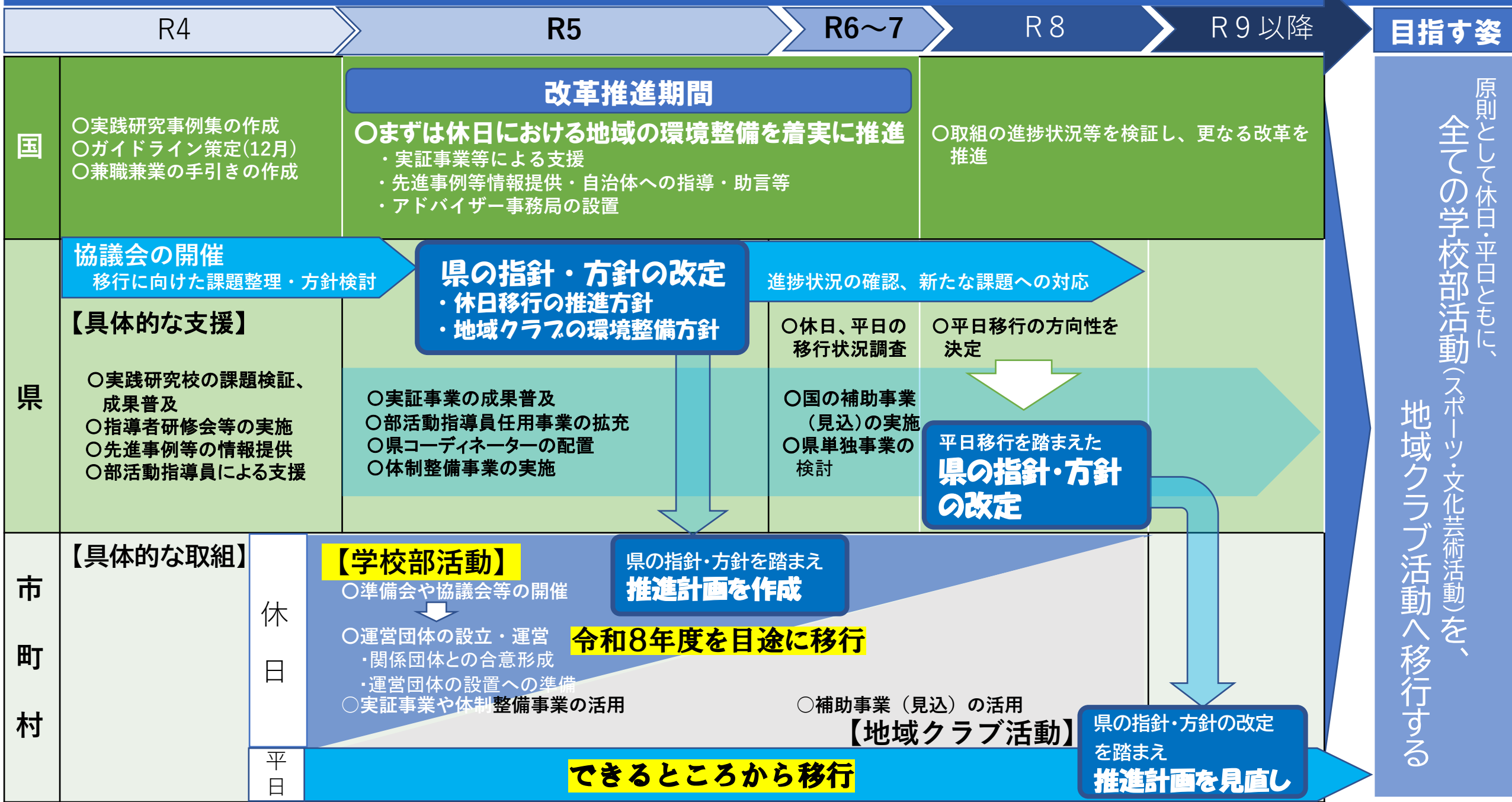
## ○地域クラブ活動への移行に向けた今後の進め方

区分	具体的な目標	県の取組	市町村の取組
休日部活動	○地域クラブ活動に移行 【R8年度末目途】	○「 <u>長野県中学生期のスポーツ活動指針</u> 」及び「 <u>長野県中学校の文化部活動方針</u> 」(以下「県の指針・方針」という。)の改定により移行の方針を示す 【R5年度】 ■国の補助事業等の活用による市町村支援 【継続】 ・拠点活動を支援する県総括コーディネーターの配置 ・部活動指導員任用事業の拡充や指導者の派遣	○左記を参考に地域の実情を踏まえた <u>推進計画</u> を作成 【県の指針・方針改定後、順次】  ■ <u>地域クラブ活動の環境整備</u> ・活動拠点の運営に係る合意形成 ・準備会や協議会等の開催 ・指導者の確保、育成
平日部活動	○できるところから地域クラブ活動に移行【順次】  □ <u>教員の勤務時間外の部活動指導を減らす工夫を検討・実施</u> 【順次】	○R7年度までの移行状況を調査・検証し、 <u>平日に係る県の指針・方針を改定</u> 【R8年度】  □ <u>負担軽減のための支援</u> ・平日における適正な活動日数等の調査 【～R7年度】 ・顧問に代わる指導者の確保支援(部活動指導員、地域指導者) 【順次】	○左記を参考に地域の実情を踏まえて <u>推進計画</u> を見直し 【県の指針・方針改定後、順次】  □ <u>負担軽減に向けた検討・実施</u> ・登校日数や日課等の見直し 【左記調査後、順次】 ・顧問に代わる指導者の確保 【順次】

## ※ 地域クラブ活動への速やかな移行が難しい地域(広域エリア)

- ・まず、県は、関係市町村が地域クラブ活動への移行について協議や検討を行うための広域エリアの活動拠点の設定を支援。
- ・コーディネーターの配置や指導者の派遣など、県は市町村との協調により活動拠点の体制整備を推進。

# 地域クラブ活動への移行に向けた推進スケジュール



	主な課題	対応と分担(案)
運営団体	①運営団体の確保 ②人材(コーディネーターや事務職員)の確保 ③事故等への対応やガバナンスの確保	<b>【県】</b> ①スポーツ・文化芸術関係団体への説明や設立パターン事例の紹介等により、地域クラブ活動について周知・協力を得る ②国の事業等の活用による財源の確保(体制整備) ③望ましい組織運営の在り方等について、地域クラブ規約・運営方針例等を紹介 <b>【市町村】</b> ①準備会等でスポーツ・文化芸術関係団体に協力を依頼。連携体制の構築 ②総合型地域スポーツクラブ等への協力依頼。教育委員会による人材の確保 ③協議会等において規約や運営方針を作成。実施主体に対する法人格取得支援
指導者	①指導者の確保(掘り起こし、開拓、育成) ②指導者の資質の担保 ③兼職兼業の運用	<b>【県】</b> ①大学や企業・プロスポーツ団体等との新たな連携体制を構築し、指導者を派遣(指導者データベースの創設) ②研修会の開催。いつでも視聴可能な動画コンテンツの作成 ③教職員の意識調査等の実施と情報提供 <b>【市町村】</b> ①地域指導者の掘り起こしと登録 ②各種研修会、指導者資格認定制度の活用。市町村による研修会の開催 ③教員による兼職兼業の許可
生徒・保護者	①生徒・保護者への理解 ②費用負担の軽減 ③生徒の移動負担の軽減	<b>【県】</b> ①生徒・保護者向けアンケートの実施と情報提供 ②国の事業等の活用や県単独事業の検討 ③実証事業等における成功事例の普及。移動負担軽減策の検討 <b>【市町村】</b> ①学校説明会の開催による理解の促進 ②補助事業等の活用や独自事業の検討 ③スクールバス・市町村バス・福祉バス等の活用の検討
学校	①平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の関連 ②地域クラブ活動への教職員の関わり ③学校施設の開放・管理	<b>【県】</b> ①平日のスポーツ・文化芸術活動の在り方について検討、方向性の提示 ②教職員の意識調査、アンケート等の実施と情報の提供と活用 ③国の事業を活用し、学校等の開放に向けた施設整備を支援 <b>【市町村】</b> ①学校部活動と地域クラブ活動との情報共有体制の構築 ②兼職兼業制度の周知と活用しやすい環境の整備(教員の働き方の改善) ③学校施設の管理体制の整備
その他全般	①持続可能な運営に向けた財源の確保 ②トラブルや事故への対応	<b>【県】</b> ①企業等との新たな連携体制の構築を検討 ②県総括コーディネーター等による相談対応 <b>【市町村】</b> ①寄附金を活用した基金の創設や企業版ふるさと納税活用の検討 ②市町村における相談窓口の設置

学校部活動の地域クラブ活動への移行を踏まえた  
**「長野県中学生期のスポーツ活動指針」及び「長野県中学校の文化部活動方針」**  
 の改定に向けた懸案事項について(案)

スポーツ課・学びの改革支援課

**【懸案事項①】**

学校部活動が地域クラブ活動に代替された場合、「長野県中学生期のスポーツ活動指針」及び「長野県中学校の文化部活動方針」（以下「県の指針・方針」という。）は、地域クラブ活動においても遵守されるべきか。

**【考え方の整理】**

■ 学校部活動の代替として行われる地域クラブ活動については・・・

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月スポーツ庁）」において、『競技・大会志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、～～活動時間を遵守し休養日を設定する』としている。

- ➔ 地域クラブ活動における休養日の設定や活動時間の考え方は、これまでの学校部活動と変わらない。
- ➔ 県中体連大会への参加基準は、「国のガイドライン」及び「長野県中学生期のスポーツ活動指針」の遵守が条件となっている。

**方向性**

社会教育として行われる地域クラブ活動でも、学校部活動の代替として行われる地域クラブ活動については、生徒の心身の成長に配慮し、健康に生活を送ることができるよう適正な活動や休養日の設定等について、「県の指針・方針」を示していく。

**【懸案事項②】**

中学生期のスポーツ・文化芸術活動においては「普及啓発」と「競技・技術力の向上」の二面があるが、「県の指針・方針」をどのように適合させていくのか。

**【考え方の整理】**

■ 令和4年12月に示されたガイドラインについてのスポーツ庁の見解は、次のとおり。

- ① 学校部活動または部活動の代替として行われる地域クラブ活動を対象としている。
- ② 既に学校部活動と一線を画して行われている民間のスポーツ・文化芸術活動について、ガイドラインと同様の内容を要請するものではない。
- ③ 今後創設される地域クラブ活動についても、学校部活動の代替として行われる活動以外の活動については、ガイドラインの内容を要請するものではない。

■ 長野県教育委員会では、心身の成長過程にある中学生期のスポーツ・文化部活動が「スチューデント・ファースト」（学習者本位）の精神に基づく活動となることを大前提に、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動の環境を構築するという観点から「県の指針・方針」を策定している。

**方向性**

②や③のスポーツ・文化芸術活動については、幅広い選択肢の中から本人や保護者等の意思により選択されるものであるため、一律に「県の指針・方針」に沿った活動を要請できるものではないが、競技・技術力の向上を目指す関係者にも「県の指針・方針」にある「スチューデント・ファースト」の考え方について、理解を求めていく。